

観光振興のための安定的な新たな財源に関する提言書 (案)

注1：本提言書（案）は、令和4年2月に開催を予定していた第4回有識者会議に向け、第3回有識者会議後、令和4年1月に有識者会議委員と事前調整を行った内容であり、時点修正等が必要となる箇所（波線の下線部分）があります。

注2：事務局において、所要の修正を行った箇所は、破線の下線部分となります。

注3：報告事項の（2）入湯税との調整に係る確認事項は、「①入湯税と宿泊税の徴収を一本化するなど一定の調整を検討する必要があること」、「②入湯税徴収に係る費用補填をすること」の2点ではありますが、本提言書（案）7ページの二重線の下線部分において整理しております。

令和 年 月 日

小樽市観光税導入に係る有識者会議

はじめに

小樽市観光税導入に係る有識者会議（以下、「有識者会議」という。）は、小樽市における観光振興のための安定的な新たな財源として、観光税について検討するため、令和元年11月に設置されました。

小樽市は、恵まれた自然環境や歴史遺産をはじめとする魅力ある観光資源を有し、多くの観光客が訪れる観光地として国内外で高い評価を受けております。

現在は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い旅行需要が落ち込み、観光事業者のみならず、市内経済は甚大な影響を受けておりますが、観光を中心としたまちづくり、経済の活性化を図るためには、より充実した受入体制の整備など、新たな観光振興に取り組んでいく必要があります。

有識者会議は、全 回開催いたしました。その議論の中で、魅力の向上や受入環境の整備、持続可能な観光振興のためには、新たな財源の確保が必要であり、財源の規模や安定性、受益と負担の関係性の観点から、法定外目的税として「宿泊税」を導入することが望ましいという結論に至り、この度、小樽市における観光振興のための安定的な新たな財源について、一定の方向性をまとめたことから、以下のとおり提言いたします。

小樽市観光税導入に係る有識者会議 座長 内田 純一

I 小樽市における観光の現状と課題、今後の方向性

小樽市は、恵まれた自然環境や魅力ある都市景観を有し、新型コロナウイルス感染症が拡大する以前は、年間約800万人の観光客が訪れる観光地として国内外で高い知名度を有し、観光は本市において消費や雇用など多岐にわたる大きな経済波及効果を生み出しています。

小樽市が実施した「令和2年度小樽市観光基礎調査」では、小樽市における観光消費が市内産業に及ぼす経済波及効果について、平成30年4月から平成31年3月までの年間観光総消費額を898億円と推計し、これが市内で経済波及することによる生産波及効果は893億円（市内生産額の12.4%）、雇用者誘発数は13,441人と推計されており、観光産業が小樽市において重要な位置を占めていることが確認されています。

小樽観光の課題としては、小樽市が策定した「第7次小樽市総合計画（2019年度～2028年度）」において、観光客の滞在時間が短いこと、観光スポットが固定化していること、ホスピタリティの向上などが挙げられ、また、「第二次小樽市観光基本計画（2017年度～2026年度）」では、観光資源、受入態勢、滞在時間、情報発信の四つを課題として整理しており、「ホンモノの小樽とふれあう～観光客と市民がふれあい、新しい発見があり、また来たいと思える街～」を目指し、「独自性を生かした魅力発掘で多様化するニーズに対応する取組（小樽の魅力を深める）」や「点在する資源を面として活用

する広域連携による取組（小樽の魅力を広げる）」、「市民の意識改革を図り市民が積極的に参加する取組（小樽の魅力を共有する）」を進めることとされております。

新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンドの回復は見通しが立たず、マイクロツーリズムの需要が高まるなど、今後、観光の在り方はこれまでと大きく変わることが予想されますが、変化に対応した観光戦略の立案と、
戦略に基づく積極的な観光施策の推進が求められます。

II 観光振興のための新たな財源の必要性

小樽市の歳出予算における観光費は年間1億6千万円から8千万円と、一般会計に対して0.3%程度の割合となっています。経常収支比率は90%を超える状況が続き、今後、人口減少や少子高齢化が進む社会構造にあって、財政規模が縮小する中、政策的な事業に使える財源に乏しく更に硬直した財政構造となることが想定されます。

一方、海外からの観光客受入れや新たな観光資源の開発など、行政には新たな対応が求められます。

今後、交流人口・観光消費額の増加により、地域経済の活性化を図るためには、これまでの取組を着実に進めることに加え、魅力の向上や受入環境の整備、持続可能な観光振興などの取組を進めていく必要があります、このため、観光振興における受益と負担の関係を踏まえた安定的な新たな財源を確保していく必要があります。

Ⅲ 新たな財源の制度概要

(1) 税目について

観光振興を促進するという特定目的のために課し、地方公共団体が条例で制定することができる法定外目的税による財源確保が適当であり、対象者の捕捉の容易性（入域行為への課税等と比べ、宿泊税は制度的に簡素であり徴収に係る費用も過大とはならない）、受益と負担との関係性、他都市の導入事例を参考に、「宿泊税」を導入することが望ましい。

(2) 課税客体・納税義務者について

小樽市に所在する旅館業法の許可を受けた「ホテル・旅館」及び「簡易宿所」、並びに、住宅宿泊事業法に規定する「住宅宿泊事業に係る施設（民泊住宅）」へ宿泊する行為を課税客体とし、納税義務者はこれら宿泊施設への「宿泊者」とすべきである。

(3) 徴収方法について

納税義務者が宿泊施設の宿泊者であることから、徴収方法はホテル・旅館、簡易宿所及び民泊住宅の事業者（以下、「宿泊事業者」という。）による「特別徴収」が適当である。

(4) 税率・税額について

簡素な制度で広く負担を求めることが望ましく、また、宿泊料金等によ

って宿泊者が享受する行政サービスの程度に違いはないことなど、公平性及び応益性の観点から、「定額制」による一律での課税とし、宿泊料金での段階税率は設けるべきではない。

(5) 課税免除について

学校行事として実施する修学旅行等については、受益者負担の原則に照らし、徴収対象とするか否かの検討を行ったが、課税免除とすべきとの結論となった。

一方、宿泊料金による免税点などは、行政サービスを一定程度享受する方に広く負担を求める観点から設けるべきではない。

なお、課税免除を設ける場合、宿泊者や宿泊事業者の混乱を避けるため、対象者の範囲は明確に規定すべきである。

(6) 減免等について

天災その他特別な事情がある場合において、納税義務者（宿泊者）の減免を認めることが望ましい。

また、特別徴収義務者（宿泊事業者）が宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合や徴収した宿泊税額を失ったことについて天災その他やむを得ない理由があると認められる場合には、納入義務の免除等を認めることが望ましい。

(7) 特別徴収奨励金について

法定外目的税である宿泊税の徴収は、宿泊事業者に新たな事務（特別徴収）を求めることから、事務負担に配慮した制度設計とすべきであり、宿泊事業者には奨励金を支払う制度を設けることが望ましい。

(8) 入湯税との調整について

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、観光施設及び消防施設などの整備や観光振興のための費用に充てるために設けられた法定の目的税である。 宿泊税を徴収するにあたり納税義務者の負担に配慮し、宿泊税を課す期間（注記）、納税者の負担軽減を目的に入湯税を減額すべきとの意見については、法定外目的税である宿泊税は市が独自に確保する財源として新たな観光振興施策に活用するものであることから、宿泊税を課す期間においても、入湯税の減額は行うべきではない。

<注記：宿泊税を課す期間について>

総務省自治税務局長通知（平成 15 年 11 月 11 日総税企第 179 号）では、「法定外税の課税を行う期間については、（中略）原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。」とされております。

(9) 導入時期について

令和 2 年 1 月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内の経済状況は依然として厳しく、感染の拡大は長く続いている。

宿泊税の導入時期については、新型コロナウイルス感染症の動向を注視するなど、慎重に見極め判断していく必要があるが、宿泊税は今後の観光

振興施策を進める上で必要な財源であり、導入時期は早い方が良いとの意見もあるため、新型コロナウイルス感染症など観光需要にとって不確実な要素が払拭されれば、宿泊事業者との意見交換やパブリックコメント、市議会への条例案提出、総務省への同意申請など、導入に向け速やかに手続きを進めるべきとの見解を確認した。

IV 新たな財源（宿泊税）の主な使途

新たな財源として導入する「宿泊税」は、納税者となる宿泊者や特別徴収義務者となる宿泊事業者などの十分な理解を得る必要があり、具体的な使途は、協議会の設置などにより関係者の意見を参考に検討する仕組みを構築すべきであり、その際には組織が硬直化しない仕組みが必要である。

また、宿泊税を活用する観光振興策として、(1)歴史遺産や美しい街並みの保全、(2)観光インフラの整備、(3)受入環境の整備、(4)マーケティング等に基づく観光戦略づくり、(5)観光施策推進体制などの強化といったものが挙げられるが、小樽観光にとってその時代に即した最良の運用ができるよう使途は柔軟且つ自由度を高め、実効性のある施策について議論することが望まれる。

V 今後について

有識者会議では、以上のとおり、小樽市における観光振興のための新たな財源やその使途についての検討を重ね、新たな財源確保は必要であり、その財源については、宿泊税を導入することが望ましいとしております。

観光は小樽の基幹産業の一つと呼ばれ、様々な産業との連携により地域経済に大きな効果をもたらすことから、持続可能な観光都市として発展していくため、今後も「第二次小樽市観光基本計画」などを着実に推進していくことが求められ、そのための財源確保は重要であります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、小樽経済は依然として厳しい状況にあり、感染拡大に向かうリスクを排除することができないなど、今後も先行きは不透明であることから、宿泊税導入の時期については、新型コロナウイルス感染症の影響や経済状況を見極め、また、国や北海道、他市町村との情報交換、宿泊施設との意見交換などを十分に行った上で判断していく必要があります。

この提言書を受け、今後、小樽市において、具体的な制度設計が進められることと思いますが、これまでの有識者会議での議論を踏まえ、市民や観光客、関係事業者の皆様理解が得られる制度を構築し、新たな財源を活用した魅力的な観光都市づくりを期待いたします。

(参考) 小樽市観光税導入に係る有識者会議 委員名簿

(50音順、敬称略)

団体名等	職名等	氏名	備考
一般社団法人小樽物産協会	専務理事	伊澤 與	
NPO法人OBM	理事長	伊藤 正明	~R4.5.19
小樽ホテル・旅館組合	組合長	上谷 征男	
国立大学法人小樽商科大学	大学院教授	内田 純一	座長
小樽ホテルミーティング	代表	斎藤 英伸	
一般社団法人小樽観光協会	専務理事	徳満 康浩	R4.4.1~
		鈴木 健介	~R4.3.31
		徳満 康浩	~R3.3.31
一般社団法人北海道中小企業家 同友会しりべし・小樽支部	会員	寺下 知志	
一般社団法人小樽青年会議所	副理事長	林 大喬	R3.12.6~
		鹿角 健太	~R3.12.5
小樽商工会議所	専務理事	山崎 範夫	副座長
朝里川温泉組合	組合長	米山 幸宏	R3.12.2~
		前川 勝美	~R3.12.1

(参考) 小樽市観光税導入に係る有識者会議 開催実績

第1回 小樽市観光税導入に係る有識者会議

日時 令和元年11月28日(木) 15時30分～

議題 ①情報提供(海外事例、DMO事例)

②協議(観光振興に係る新たな財源確保策、スケジュール)

第2回 小樽市観光税導入に係る有識者会議

日時 令和2年2月5日(水) 13時30分～

議題 ①報告(北海道の宿泊税導入に向けた動き)

②協議(宿泊施設向けアンケート調査、スケジュール)

第3回 小樽市観光税導入に係る有識者会議

日時 令和3年12月17日(金) 15時00分～

議題 ①報告(宿泊税導入に係るアンケートの調査結果)

②協議(宿泊税導入に向けたスケジュール変更、宿泊税制度概要案)

第4回 小樽市観光税導入に係る有識者会議

日時 令和4年12月1日(木) 10時15分～

議題 ①報告(宿泊税導入に係るアンケートの再調査結果、入湯税との調整)

②協議(提言書案)